

議員提出議案第5号

加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書の
提出について

標記のことについて、下記のとおり意見書を提出する。

令和2年12月18日提出

提出者	八幡浜市議会議員	西 山 一 規
同	同	竹 内 秀 明
同	同	平 家 恭 治

記

加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になるばかりか、最近では鬱や認知症の危険因子になることも指摘されています。難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、鬱や認知症につながるのではないかと考えられています。こうした中で聞こえの悪さを補完し、音や言葉を聞き取れるようにするのが補聴器です。

日本の難聴者率は、欧米に比較して大差はないと言われていたのですが、補聴器の使用率は欧米諸国と比べてもきわめて低く、日本補聴器工業会調査報告でもイギリスの47.6%に対して我が国は14.4%と極端に低い数値となっています。この背景には、補聴器の価格が片耳あたりおおむね15万～30万円で保険適用がないため全額自己負担となっていることにあります。身体障害者である高度・重度難聴の場合は補装具支給制度により負担が軽減され、中等度の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象はわずかで、約9割の人は自費で購入しているため、特に低所得者の年金暮らしの高齢者に対する配慮に欠けていると言わざるを得ません。

なお、本市においては、「障害者総合支援法」の規定に基づいたものしか支給しておらず、その支給決定件数は、昨年度が13件、今年度は12月1日時点で11件となっています。

耳が聞こえにくい、聞こえないというのは高齢者の社会参加・再雇用などの大きな障害となっています。高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながります。

よって、国におかれては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設

するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月18日

愛媛県八幡浜市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣